明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第六条第一項第四号の規定に基づき認可金融商品取引業協会の規則を指定する件（金融庁一〇九）　一

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二六四）

○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（財務三一七）　二

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（同三一八）

○分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件（同三一九～三二一、三二三）

○令和三年五月二十六日財務省告示第百四十号を取消す件（同三二二）

○著作権法第二条第一項第九号の七に規定する著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるものを定める件（文化庁八八）

○著作権法第二条第一項第九号の八に規定する放送同時配信等事業者について文化庁長官が定める密接な関係を定める件（同八九）　二

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示（経済産業二三九）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一五四四、一五四五）　三

○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定した件（同一五四六、一五四七）

○国土交通大臣が講習の実施機関を認定した件（同一五四八、一五四九）　四

○高速自動車国道に関する件（同一五五〇）

○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（同一五五一）

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二六五～二六九）　五

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同二七〇）

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二七一）　六

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二七二）

〔人事異動〕

内閣　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　七

〔公告〕

諸事項

官庁

第三者所有物の没収、財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　七

裁判所

相続、禁治産、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他